

2001年4月12日

淀川水系流域委員会 第2回委員会 審議骨子

委員長 芦田和男

1. 委員長代理、部会長代理について

委員長代理は各部会長の川那部委員、寺田委員、米山委員が交代で務める。

部会長代理は、琵琶湖部会が江頭委員、淀川部会が榎屋委員、猪名川部会が池淵委員に決定した。

2. 河川整備計画の原案審議について

河川整備計画策定にあたって、現状、課題、対応を共有化した上で、河川管理者が河川整備計画原案を作成し、流域委員会の原案への意見を踏まえて整備計画案を決定して行く。

3. 今後の進め方について

第1回委員会で各委員から出された意見を踏まえ、審議を進めて行く。

全体及び当面の概略スケジュールに示す通り、委員会、部会を開催する。開催日時は、委員の希望も聞きながら調整する。

5月7日開催予定の猪名川部会を次々週に延期する。

審議体制案の通り、委員長、部会長（委員長代理）、部会長代理による運営会議を各回の委員会の前に実施する。

4. 淀川水系の現状と課題

河川管理者より、淀川水系の治水、利水、環境について現状説明があった。

治水、利水、環境の内、テーマを絞って次回から議論する。

琵琶湖の水位上昇に伴う諸問題については、琵琶湖部会で総合的な立場から早急に議論を行なう。

主な意見は次のとおり

- ダムだけでなく、森林を含む流域の土地利用など様々な要素を考慮して、洪水対策を考える。また、洪水時の問題を全員で共有した上で、対策を考える。
- 河道容量については、土砂の移動、洪水による縦断形状の変化についても考える必要がある。

破堤の原因として、越水だけでなく洗掘、浸透による破堤についても、次回詳しく説明を行なう。

## 5. 当面の準備作業について

### (委員会と部会の位置付け)

地域特有の問題の議論は部会で行ない、委員会で審議を行なう。

### (住民懇談会の設置について)

住民懇談会のテーマや方法については部会で議論し、委員会で決定する。

主な意見は次のとおり

- 住民は多様であり、御用聞きのように出かけて行く必要もある。また、メンバーを固定するのではなく、それぞれの場所で行なう。
- 本委員会の規約で住民意見を聴くことを位置付けていることから、河川法での位置付けとは区別するべきである。
- 住民懇談会のイメージが共通ではなく、開催を組織的に義務付けるなど最初から固定的に考える必要はない。住民懇談会を住民の意見を聴取するという言い方に改めた方が良い。
- 河川管理者としては、住民懇談会への同席や住民意見の聴き方なども委員会審議の結果に従う。また、住民懇談会を住民意見聴取の場として位置付けると判断されればそれを尊重する。
- 淀川部会は範囲が広いため、木津川、桂川、淀川に分けて考えるべきである。
- 住民意見聴取方法の汎用モデルをこのような委員会の場で行なうことが必要である。
- 無関心な人への啓発、川だけでなくまちづくりなど他の要素と合わせて関心を高め、聴取を行なうことが必要である。
- 20～30年先の河川整備を考えるのであれば、子ども達、若い人達の意見を聴くことが重要である。イベントなども入れながら、より多くの方から意見を聴く仕組みも考えるべきである。

### (委員会、部会の開催場所について)

委員会は京都駅周辺で開催、部会の開催場所は各部会で決定する。

### (広報の方法について)

ニュースレターの配布先は、委員の方から紹介いただくなど拡張する。

市町村への広報も考える。

## 6. 会場との意見交換

日本野鳥の会でも月1回定例会を開いているので、委員の方にも現場を見てもらいたい。また、自ら住民の意見聴取を行なった実績もあり、お手伝いすることもできる。

複数の部会で合同部会を開催することを考える。

## 7. その他

次回委員会は、6月18日(月)18:00~20:00に開催する。

次回委員会での河川管理者からの説明内容は運営会議で決定する。次回部会は、各流域の現状と問題について河川管理者が説明する。

以上